

# 子育てHOTコーナー

みんなで  
子育て  
親育ち！

地域で  
子育て  
親育ち！



各地域の子育て支援センターが「季節に応じた様々な行事や旬の事業」を紹介するコーナーです。

## 今津地域子育て支援センター

今津地域子育て支援センターでは、未就園児とその保護者を対象に現在3か所（北林・市ヶ崎・武末）で『出前ひろば』を実施しています。地域の集会所をお借りして、あそびの場の提供や子育て相談に応じたり、お母さん同士のつながりの場としても喜んでいただいています。この様に地域で支援センターを開催することにより「近くに来てくれて嬉しい」「いろいろな遊びを教えてもらい、子どもの関わり方がわかって良い」と保護者の方からうれしい声もいただきます。

この春から保護者の方々からの要望により、新たに松陽台と上地区においても出前ひろばを実施します。地域の中で子育ての仲間を作り、一緒に子育てを楽しみましょう。



出前ひろば（市ヶ崎）



出前ひろば（北林）

## 子育て奮闘中の保護者が綴るコラム

### 子育てのチヨット

#### いい話

「ここへ来ていなくなったら、今頃はもうなっていたかな」と最近よく思います。初めて子育て支援センターを訪れた日は、先生や同じ年頃の子どもを持つお母さんたちが初めて会う私に気軽に声をかけてくれて、すぐに打ち解けることができました。子育ての悩みはもちろん、趣味の話、家庭のことなど、同じ境遇だけに分かり合えることが多く、娘のためにここへ来ているのか、自分がお友達と会うために来ているのか分からない位でした。娘は、同じ年頃の子どもたちと関わる中で刺激をたくさんもらい、歌ったり踊ったりすることが大好きな子になりました。私自身も母として娘と目を見つめ合ったり遊んだり、時には叱ったりすることの大切さを学びました。そんな娘は4月から保育園へ入園します。ここでの日々があったからこそ、私も娘も希望を持って先へ進むことができそうです。



### 母子家庭のお母さんの自立を応援します！

母子家庭の母の雇用の安定と就職を促進するため、次の事業を行っています。どうぞご利用ください。

#### ◆母子家庭自立支援

教育訓練給付金事業  
市が指定した職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に、受講料の40%を支給します。

#### ◆母子家庭高等技能訓練促進費事業

看護師などの経済的自立に有効な資格を取得するために2年以上修業する場合で、修業期間の最後の3分の1の期間（上限12か月）について、生活資金として定額を支給します。また、母子家庭のお母さんに限らずあらゆる方の就業を支援するため、滋賀県就労支援アドバイザーによる内職相談が実施されます。併せてご利用ください。

▼実施場所：高島市働く女性の家  
▼相談日時：毎月 第1・3水曜日 10時～15時

☎子ども家庭総務課  
☎(25)8136

### =子育て支援センターへの問い合わせ=

- マキノ地域(マキノ児童館内) ☎(27)8187
- 今津地域(今津東保育園内) ☎(22)4833
- 朽木地域(朽木保育園内) ☎(38)2070
- 安曇川地域(古賀保育園内) ☎(33)1540
- 高島地域(高島保育園内) ☎(36)0660
- 新旭地域(大師山さくら園内) ☎(25)8439

## シリーズ 子どもをまもる！

### ストップ！子ども虐待①

高島市 121件 / 全国 338,183件

これは、一昨年度に受け付けた子ども虐待に関する相談の件数です。そして、この数字は残念ながら年々増加しています。

このコーナーでは、このような現状の中で、虐待を受けている子どもを守るための仕組みについてシリーズで紹介していきます。

#### ◆児童福祉法と児童虐待防止法

わたしたちの国の子ども虐待対策は、主に児童福祉法と児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）という法律によって決められています。そして、この法律により「虐待を発生した人は、児童相談所や福祉事務所（市）に通告しなければいけない」と定められています。また、通告するのは国民一般の義務ですが、保育所や学校の先生、お医者さんや保健師などは「虐待の早期発見に努め、虐待（疑わ

#### ◆国と自治体の役割

法律では、子どもを健やかに育てるのは、保護者だけでなく国や自治体の責務でもあると定めています。これに従って、国や自治体は保護者が健やかに子育てできるように支援しますが、保護者が何らかの事情で子どもを育てることが難しくなった場合は、保護者に代わって子どもを施設に入所させたりして、子どもが健やかに育つようにするわけです。児童相談所に調査や指導、一時保護などの入所措置の役割が与えられているのはこのためです。

次号では、福祉事務所（市）や児童相談所の更に詳しい役割についてご紹介していきます。

#### 通告先

子ども家庭相談課 ☎(25)8517、市役所代表 ☎(25)8000  
または、市内各保健センター  
または、滋賀県中央子ども家庭相談センター ☎077(562)1121

あなたの「もじや」が子どもを救う。勇気を出して通報してね！

## シリーズ 現場から①

### 一人で悩まないで 私たちがいます

「子育てだけの毎日にイライラする」  
「なんで出来ないのっ！ って、つい大声で怒っちゃっ」  
「妻が子どもを叱る時に、よくたたく」  
「子どもが何を考えているのか、全然分からないんです」  
「近所の〇〇ちゃん、いつも一人で遊んでるわ」

子どもや家庭に関わる不安や悩みは、誰もが持っているものです。そして「子育て」って実は、そういう悩みや不安に突き当たって、解決したりあきらめたりしながら親も一緒に成長をしていくものかもしれません。

だけど、抱えきれない悩みや不安が出てきた時は、ちょっと周りを見渡してください。様々な場面で子どもと家庭の問題に関わっている専門家がいます。私たちはあなたを一人にしません。一緒に悩み、寄り添い考えます。

私たちは、家庭相談員です。保健師です。保育士です。幼稚園教諭です。教師です。民生委員です。児童委員です。カウンセラーです。メンタルフレンドです。子育て支援センターの職員です。市の職員です。児童福祉司です。警察官です。医師です。...

どうか、ひとりで悩んだり、抱え込んだりしないでください。一緒に解決していきましょう。

(子ども家庭相談課)

※シリーズ「現場から」では、来月号から、様々な場面で子育てに関わっている専門家の「ラムをお届けします。現場で日々活動している専門家が、子どもたちの健やかな育ちのためにそれぞれの立場からどういった協力ができるか、また、保護者にはどんな事をお願いしたいかなどを紹介していきます。

このコーナーに関するお問い合わせは 子ども家庭総務課 ☎(25)8136  
子ども家庭相談課 ☎(25)8517